平成２２年（フ）第３０５号
兵庫県三木市加佐219番地の１プレジール三木Ｂ棟110号
債務者　村東　舞子（旧姓有野）
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６号
宮城県石巻市川口町３丁目２番20号
債務者　武山美和子
１　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
宮城県石巻市日和が丘３丁目10番20号　サンハイツ日和ヶ丘201号
債務者　阿部　珠里（旧姓八木橋）
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
岐阜県可児市二野1707番地１
債務者　澤口　晴男
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第３７０１号
愛知県大府市北山町１丁目37番地の１　シャンピアⅡ101号
債務者　加藤軍一郎
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１号
青森県むつ市大平町54番13号　願求院
債務者　鷹觜　紘子
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
青森市大字浦町字奥野331番地23　第２泰平荘５号
債務者　田口　眞規
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
群馬県みどり市大間々町桐原75、住民票上の住所群馬県みどり市笠懸町阿左美3650番地21
債務者　神林　幸司
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第３８号
和歌山市木枕491番地の15
債務者　山東　俊英
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５７号
和歌山市布施屋782―１　吉川マンション５号、住民票上の住所和歌山市杭ノ瀬５番地の１　サンライズオオタ１―301牧野武弘方
債務者　岸　勘四郎
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７６号
和歌山県海南市下津町中539番地12
債務者　吉田　三枝
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７８号
和歌山県有田郡広川町大字広249番地の５
債務者　端　美代子
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第８９号
和歌山県岩出市山695番地の５
債務者　西岡　和志
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３号
和歌山市向191番地　向団地７棟３階185号
債務者　迫田　慈子
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１１７号
和歌山市南田辺丁72番地
債務者　榎本　義則
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２１号
和歌山市加納184番地の４　エクセレントガーデンＢ201
債務者　楠部友紀子
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１３１号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西渋田28番地
債務者　多田　清一
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係